

地区連合自治会町内会長 様

横浜市泉区長 深川 敦子

第34期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第33期スポーツ推進委員の任期が、令和5年3月末日をもって満了となります。2年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、第34期横浜市スポーツ推進委員（任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）候補者を、次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

- 1 提出書類  
横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
- 2 提出期限  
令和5年2月24日（金）
- 3 提出先  
泉区地域振興課スポーツ推進委員担当  
※提出用封筒による郵送又は直接泉区地域振興課（区役所3階308番窓口）  
まで お願いいたします。
- 4 送付書類
  - (1) 横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
  - (2) 第34期泉区スポーツ推進委員地区割依頼数
  - (3) 第34期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について
  - (4) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
  - (5) 横浜市スポーツ推進委員委嘱要綱
  - (6) 提出用封筒

担当：泉区地域振興課 山口・澤辺  
電話 800-2396

## 横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

区長

(推薦者職氏名)

自治会・町内会名

自治会・町内会長名

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 か月	歳
住所		電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
Eメール		
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技		
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。		

※太枠は必須事項です。それ以外は各区任意で結構です。

<b>被推薦者（推薦を受ける者）の同意について</b>
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

第34期泉区スポーツ推進委員 地区割委嘱数

	単会数	第33期委員数	第34期 依頼予定数
中川	16	20	20
緑園	8	12	12
新橋	9	8	8
和泉北部	15	10	10
和泉中央	16	18	18
下和泉	7	6	7
富士見が丘	7	9	9
上飯田	14	12	12
上飯田団地	12	5	8
いちょう団地	8	8	8
中田	29	32	32
しらゆり	5	7	7
合計	<b>146</b>	147	151

## 第 34 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

### 1 趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和 5 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

### 2 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

### 3 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

### 4 推薦方法及び人員

自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から 1 名を推薦してください。

ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとします。  
(人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。)

### 5 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※推薦にあたり、若い世代や女性の推薦について積極的にお願いします。

- (1) 18 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 5 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

**6 依頼時期**

11月下旬から12月上旬までに各区地域振興課から依頼文書を送付します。

**7 提出書類**

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

**8 推薦報告書の提出期限及び提出先**

- (1) 提出期限 令和5年2月24日（金）
- (2) 提出先 泉区地域振興課スポーツ推進委員担当

**9 委嘱式**

新型コロナウイルス感染症の情勢を考慮しながら、開催の可否を検討します。

## 横浜市スポーツ推進委員の職務概要

### 1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

### 2 スポーツ推進委員の主な事業

#### 地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

#### 市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
  - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
  - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
  - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
  - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
  - ② 地域の指導者として必要な研修事業
  - ③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
  - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

## 【参考】

---

### スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

---

### 横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
  - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
  - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
  - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

## 横浜市スポーツ推進委員委嘱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市長がスポーツ基本法第32条に基づき委嘱するスポーツ推進委員の委嘱等について、横浜市スポーツ推進委員規則（以下、「規則」という。）第10条に基づき必要な事項を定める。

### (任期)

第2条 規則第3条第1項における任期とは、市民局長が別途指定する年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、当該期間の途中で委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該期間の終期までとする。

### (委嘱)

第3条 市長は、区長が推薦した者をスポーツ推進委員として委嘱し、委嘱状を交付する。

### (推薦方法)

第4条 区長は、自治会町内会長に候補者の選出を依頼する。

2 自治会町内会長は、横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）により候補者を区長に推薦する。

3 区長は、横浜市スポーツ推進委員推薦書（第2号様式）により候補者を市長に推薦する。

4 市長は、前項の推薦を受けた場合は、委嘱通知書（第3号様式）により委嘱した旨を区長に通知する。

### (推薦人数)

第5条 原則として自治会町内会あたり1名とする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長などと協議を行うことができる。

### (推薦基準)

第6条 候補者の選出及び推薦にあたっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選出するものとする。

- (1) 委嘱日現在、18歳以上の横浜市在住者であること。
- (2) 新任者は委嘱日現在、原則65歳未満、再任者は委嘱日現在、原則70歳未満であること。
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解があること。
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできること。
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できること。



(解嘱)

第7条 市長は、任期中において、次の各号に該当するときには、規則第3条第3項に基づきスポーツ推進委員の委嘱を解くことができる。

- (1) 自治会町内会長から区長を通じて委員の解嘱の申出があった場合
  - (2) 規則第4条第2項に該当した場合
- 2 自治会町内会長は、前項第1号における申出をする場合は、区長に横浜市スポーツ推進委員解嘱申出書(第4号様式)を提出する。
  - 3 区長は、自治会町内会長から前項の申出を受けた場合は、市長に横浜市スポーツ推進委員解嘱申出書(第5号様式)を提出する。
  - 4 市長は、前項の解嘱の申出を受けた場合は、解嘱通知書(第6号様式)により解嘱した旨を区長に通知する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。